

## 大分市移住者応援給付事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県の区域外（以下「県外」という。）から本市の区域内（以下「市内」という。）への自己の意思による移住を促進し、もって人口減少の緩和及び地域経済の活性化を図るため交付する大分市移住者応援給付事業給付金（以下「給付金」という。）の交付に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 転入 地方公共団体の区域外から区域内へ住所を変更することをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 転勤、出向等の職務上の理由又は大学進学等による本市の区域外（以下この号において「市外」という。）から市内への一時的な住所の変更その他これらに類するもの

イ 県外から大分県の区域内の市町村への住所の変更の届出をする直前に連続して1年以上県外に居住していない者に係るもの

ウ 市外から市内へ住所を変更した後5年以内に市外へ住所を変更する可能性が高いと認められる者に係るもの

エ 市外から市内へ住所を変更した場合に、移住施策の効果が認められない者に係るもの

(2) 移住 県外から市内に転入（県外から本市以外の県内の市町村の区域内に転入を

した後の市内への転入の場合を含む。)をし、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されるとともに市内に生活の本拠を置くことをいう。

- (3) 移住日 移住をした日(前号括弧書に規定する場合には、県外から県内の市町村の区域内に転入をした日)をいう。
- (4) 転居 市内において住所を変更することをいう。
- (5) 住宅 人の居住の用に供する建物をいう。
- (6) 賃貸用空き家 大分市住み替え情報バンク制度要綱(平成22年12月16日施行)第5条に規定する登録物件のうち、賃貸用に登録されているものをいう。
- (7) 取得 工事請負契約又は売買契約を締結した上で当該契約に基づく金銭の支払を完了し、かつ、当該契約の目的物の引渡しを受けることをいう。
- (8) 子育て世帯 同一の世帯を構成する世帯員のうち、18歳未満の世帯員(給付金の交付の申請の日(以下「申請日」という。)が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者に限る。)を帯同して移住をする世帯をいう。
- (9) 若年者世帯 移住をする世帯であって、同一の世帯を構成する世帯員のうち18歳以上40歳未満の者(申請日が属する年度の4月1日時点において18歳以上40歳未満の者に限る。)が含まれるものをいう。

(給付対象事業及び給付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる事業(以下「給付対象事業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 取得事業(移住又は転居前に住宅の取得をし、本人又はその世帯の構成員が当該住宅の不動産登記簿に所有者として記載され、登記名義人(登記名義人が共有名義

の場合は、その共有名義人の一人。以下同じ。) となった後、5年以内に移住又は転居をする事業をいう。以下同じ。)

- (2) 賃貸事業(賃貸用空き家の所有者等と賃貸借契約を締結し、当該賃貸用空き家に移住又は転居をする事業をいう。以下同じ。)

2 給付金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本人及びその世帯の構成員(以下「本人等」という。)が、申請日において、移住日から起算して1年(市長が必要と認める期間を除く。)を経過していないこと。
- (2) 取得事業を行う場合にあっては、本人又はその世帯の構成員のいずれかが、給付対象事業に係る住宅の不動産登記簿に所有者として記載された登記名義人となること。
- (3) 定住(申請後少なくとも5年以上市内に居住することをいう。)をする意思があると認められる者であること。
- (4) 本人等が日本人又は外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者のいずれかの在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者である者に限る。)であること。
- (5) 本人等が、本市及び移住前の住所地の市区町村において市区町村税を滞納していないこと。
- (6) 本人等が給付金以外の移住に係る補助等を受けていないこと。
- (7) 本人等が過去に給付金の交付を受けていないこと。
- (8) 取得をする住宅又は賃借する賃貸用空き家の所有権を有する者が本人等の3親等

以内の親族でないこと。

- (9) 本人等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないと認める者でないこと。

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、子育て世帯又は若年者世帯で申請する場合にあつては30万円、子育て世帯又は若年者世帯以外の世帯で申請する場合にあつては20万円とする。

2 給付金は、予算の範囲内で給付する。

（交付申請及び実績報告）

第5条 給付金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、給付対象事業の完了後市長が定める期日までに、大分市移住者応援給付事業給付金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

- (1) 誓約書
- (2) 移住又は転居後の住所地の世帯全員の住民票の写し
- (3) 世帯全員の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し
- (4) 本市の市税完納証明書及び移住前の住所地の市区町村における市区町村税完納証明書
- (5) 不動産の登記事項証明書（取得事業を行う場合に限る。）
- (6) 賃貸借契約書の写し（賃貸事業を行う場合に限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、給付金の交付を決定するとともに給付金の額の確定をしたときは大分市移住者応援給付事業給付金交付決定通知書兼給付金額確定通知書（様式第2号。以下「交付決定等通知書」という。）により、給付金の不交付を決定したときは大分市移住者応援給付事業給付金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、必要な条件を付すことができる。

(請求)

第7条 給付金の交付の決定を受けた者（以下「給付事業者」という。）は、給付金の交付を請求しようとするときは、大分市移住者応援給付事業給付金交付請求書（様式第4号）に交付決定等通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、給付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の給付金の交付の決定を取り消し、及び既に交付した給付金にあつては、期限を定めてその返還を求めるものとする。ただし、就業先の法人の破産、災害、病気その他市長がやむを得ない事情があるものと認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合 交付の決定を受けた給付金の額（以下「交付決定額」という。）の全額

(2) 申請日から3年未満で本市から転出した場合 交付決定額の全額

(3) 申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 交付決定額の半額

(関係書類の保存)

第9条 給付金の交付を受けた者は、給付対象事業に係る経費の収支を明らかにした

書類及び帳簿を、当該給付対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存  
しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別  
に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市移住者応援給付事業給付金交付要綱の規定は、この要綱の施行の  
日以後の申請に係る給付金について適用し、同日前の申請に係る給付金については、な  
お従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市移住者応援給付事業給付金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る給付金について適用し、同日前の申請に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月23日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市移住者応援給付事業給付金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る給付金について適用し、同日前の申請に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月24日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市移住者応援給付事業給付金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る給付金について適用し、同日前の申請に係る給付金については、なお従前の例による。